

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる日は、その翌日)

目 次

◇ 告 示

- 相互救済事業に係る昭和五十八年度の経営状況
- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 保険医療機関の指定
- 保険医の登録
- 鶏等の移入の禁止
- 飼料の試験の結果の概要
- 地域森林計画の決定
- 地域森林計画の変更
- 県道の区域の決定
- 都市計画の変更に係る図書の写しの続覧

告 示

鳥取県告示第二百二十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定に基づき、財団法人都道府県会館から同条第一項に規定する相互救済事業に係る昭和五十八年度の経営状況の通知があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和58年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況

1 事業実績

(1) 火災共済

加入団体 47都道府県ほか8団体

共済責任額 1,867,242,042,000円

共済基金分担金（解約返戻金差引後） 969,555,948円

被災件数 39件

被災棟数 46棟

災害共済金 97,678,215円

損害率 10.1%

(2) 自動車損害共済

加入団体 11県ほか3団体

加入合数 1,072台

共済責任額 11,152,693,000円

共済基金分担金（解約返戻金差引後） 10,355,133円

事故件数	9件
災害共済金	4,382,152円
損害率	42.3%
2 収支計算	
(1) 収支計算の部	
ア 収入	
事業収入	1,003,155,651円
雑収入	45,860,000円
繰入金収入	501,049,254円
返還金収入	20,113,921円
前期繰越収支差額	2,241,361,871円
収入合計	3,811,540,697円
イ 支出	
管理費	64,804,775円
事業費	162,668,740円
配分金	485,695,000円
諸支出金	161,142,000円
固定資産取得支出	67,756,000円
積立預金支出	430,411,000円
予備費	0円
支出合計	1,372,477,515円
ウ 次期繰越収支差額	2,439,063,182円
(2) 正味財産増減計算の部	
ア 増加	

資産増加額	498,167,000円
前期繰越増減差額	5,902,306,745円
増加額合計	6,400,473,745円
イ 減少	
資産減少額	63,369,326円
減少額合計	63,369,326円
ウ 次期繰越増減差額	6,337,104,419円
エ 剰余金合計	8,776,167,601円

鳥取県告示第二四二二二号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十年二月二十六日
 鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
樋口歯科医院	倉吉市明治町二丁目四三一一	昭和六十年一月三十日

鳥取県告示第二四二二二二号
 生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一

項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
樋口歯科医院	倉吉市新町二丁目三七七―二	昭和五十九年十月三十一日

鳥取県告示第二百二十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田辺外科医院	米子市道笑町四丁目九五	昭和六十年二月六日

民本歯科医院	米子市夜見町一四〇六一三	昭和六十年二月十日
イナカ内科医院	鳥取市正蓮寺四三	昭和六十年二月一日

鳥取県告示第二百二十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小林 幹 久	鳥医第三、一七八号	昭和六十年一月二十四日
星野 潮	鳥医第三、一七九号	〃
室津 和 男	鳥医第三、一八〇号	〃
森下 嘉一郎	鳥医第三、一八一号	〃

鳥取県告示第二百二十五号

ニューカッスル病予防に関する規則（昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号）第一条の規定に基づき、鶏、あひる、七面鳥若しくはうずら若しくはこれらの死体又はニューカッスル病の病原体を広げるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和六十年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

静岡県富士市の区域

鳥取県告示第二百二十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十九年十二月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月日	試験結果							果物の概要	備考
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素		
倉敷市 中部飼料株式会社 社岡山工場	鳥取市秋里403-1 株式会社イブキ	マル中印乳用牛飼育用配合飼料 α P ~ 18	59.12	18.7	2.3	7.5	6.4	0.85	0.56	揮発性窒素		
		マル中印乳用牛飼育用配合飼料 α P ~ 13	59.12	13.9	2.6	9.4	6.0	0.78	0.48			
神戸市 昭和産業株式会社 社神戸工場	鳥取市古海699 株式会社ケンゾウ	マルニ印配合飼料種豚用サイクルベース	59.12	14.3	2.9	5.5	4.7	0.71	0.55			
		マルニ印配合飼料コロロイド	59.12	17.5	3.7	2.4	4.5	0.80	0.57			
鳥取市 倉谷魚粉製造所	鳥取市場所町2丁目148 倉谷魚粉製造所	60.0%魚粉	59.12	63.8	—	—	16.1	—	—			
		⑨ノ一サソ印子豚人工乳後期用配合飼料ハニエA	59.12	18.6	5.9	1.9	5.6	1.13	0.72			
神戸市 日本農産工業株式会社 社神戸工場	鳥取市岩吉132-7 鳥取ノ一サソ飼料株式会社	ノ一サソ印子豚育成用配合飼料ハニエB	59.11	17.3	3.4	2.4	4.1	0.53	0.57		カルシウム0.02不足	
		ノ一サソ印種豚飼育用配合飼料フリスS	59.12	16.0	3.2	3.3	5.1	0.86	0.63			
境港市 山陰くみあい飼料株式会社	鳥取市五反田町3 鳥取県経済農業協同組合連合会 鳥取支所	くみあい標準配合飼料パワーズロ一後期マッシュ仕上用	59.12	18.7	6.1	2.5	5.1	1.06	0.58			
		くみあい配合飼料スーパ一ピグAげんき	59.11	18.9	4.3	1.5	4.9	1.03	0.68			
神戸市 近畿くみあい飼料株式会社 本社工場	鳥取市五反田町3 鳥取県経済農業協同組合連合会 鳥取支所	くみあい配合飼料パワーズロ一冬季用	59.11	16.6	4.1	2.7	4.0	0.62	0.51			
		くみあい標準配合飼料スーパ一ピグBレベルト	59.11	17.0	3.4	2.2	4.3	0.66	0.58			

玉野市 加藤製油株式会社 社岡山工場	脱脂大豆	59.12	44.7	—	5.5	—	—											
神戸市 日清製粉株式会社 社神戸飼料工場	東伯郡泊村大字 石橋800-14 中村産業株式会社 社中部支店	日清印子豚用人工乳 ネオコロケーキ	59.12	18.5	5.1	1.4	4.4	0.86	0.67									
		日清印子豚用配合飼料 子豚ハイベースP	59.12	16.0	3.8	2.9	4.4	0.74	0.56									
		日清印種豚用配合飼料 ニューハイライラックターS	59.12	15.0	2.8	3.4	6.6	1.55	0.55									
		日清印子豚用人工乳 ニューカーラースターター	59.12	18.6	3.4	3.5	5.7	1.01	0.62									

注 1. 飼料の名称の欄中「**●**」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2. 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に該当成分の過不足量（絶対量）を示す。

鳥取県告示第二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づき、日野森林計画区に係る地域森林計画をたてたので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
 - 1 日野地域森林計画書
 - 2 日野地域森林計画図
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十年二月二十六日から三十日間
- 三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び鳥取県日野地方農林振興局

四 意見の申立て

この地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づき、鳥取森林計画区、八頭森林計画区、倉吉森林計画区及び米子森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

1 鳥取森林計画区、八頭森林計画区、倉吉森林計画区及び米子森林計画区の地域森林計画の変更に係る計画書

2 倉吉森林計画区及び米子森林計画区 of 地域森林計画において対象とする森林区域の変更に係る森林計画図

二 縦覧に供する期間

昭和六十年二月二十六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び一の1に掲げるそれぞれの森林計画区を所管する地方農林振興局

四 意見の申立て

これらの地域森林計画に意見のある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

鳥取県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十年二月二十六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
秋里宮下線	鳥取市古市字外新畑五七四―四地先から同市幸町一五六地先まで	一一・〇 二五・〇	三三三・〇

鳥取県告示第二百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画市場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和六十年二月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次